



島根県報

令和3年8月17日（火）

第 235 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県種牛譲渡規則の一部を改正する規則	（農 畜 産 課）	2
島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則	（ " ）	2

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	（障 がい 福 祉 課）	3
障害福祉サービス事業者の指定		
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3

【特定調達公告】

令和3年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施	（道 路 維 持 課）	3
--------------------------	-------------	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県種牛譲渡規則の一部を改正する規則（規則第103号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第2号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則（規則第104号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第4号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県種牛譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第103号

島根県種牛譲渡規則の一部を改正する規則

島根県種牛譲渡規則（平成13年島根県規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県種牛譲渡規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第104号

島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則

島根県種雄牛精液等譲渡規則（平成13年島根県規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県種雄牛精液等譲渡規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第535号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年8月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社 MY CO LOR	共同生活援助	共同生活援助事業所 MY HOME	浜田市殿町906番地6	令和3年7月1日

島根県告示第536号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年8月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町布部2024
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年8月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名、数量及び配車先

ア ロータリー除雪車（2.2m級）1台 浜田県土整備事務所

イ ロータリー除雪車（2.6m級）1台 県央県土整備事務所

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月24日（木）

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5 車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和3年9月14日（火）午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出した申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和3年9月27日（月）午前9時から同月28日（火）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和3年9月28日（火）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月29日（水）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和3年9月14日（火）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から令和3年9月14日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

令和3年9月28日（火）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（土木部道路維持課道路管理グループ）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

a Rotary snowplow in the 2.2m class : 1

b Rotary snowplow in the 2.6m class : 1

(2) Bid tendering date and time : From 9 : 00 a.m. September 27, 2021 to 4 : 00 p.m. September 28, 2021

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6046